

日本産業衛生学会 産業保健看護専門家制度
2026 年度 産業保健看護専門家認定試験要領

1. 目的

「日本産業衛生学会 産業保健看護専門家制度に係る規程」第 8 条に基づき、産業保健看護専門家制度専門家（保健師）認定試験及び産業保健看護専門家制度専門家（看護師）認定試験を行います。

2. 産業保健看護専門家認定試験を受けることができる者

「日本産業衛生学会産業保健看護専門家制度に係る規程」第 9 条第 3 項又は第 4 項に定める条件を満たす者

※ 産業保健看護専門家制度名簿に登録後、日本産業衛生学会の正会員資格を継続している必要があります。

《注意》 専門家認定試験受験資格申請開始後、専門家名簿登録までの期間に、登録者の有効期間満了を迎える受験者は、登録者更新手続き不要です。但し、不合格の際には速やかに更新手続きをしてください。

3. 試験日時

2026 年 11 月 15 日(日) 9 時 30 分～17 時頃（受付 9 時 00 分～）

※受験者数に伴い終了時刻に変更が生じます。あらかじめご了承ください。

4. 試験会場

東京工科大学 蒲田キャンパス（東京都大田区西蒲田 5-23-22）

5. 試験に関する事項

試験内容：課題についての解答作成、個人面接、口頭試問、グループディスカッション

*試験問題は回収します。

6. 専門家認定試験受験資格要件

専門家認定試験受験資格要件について

	登録者	専門家
	登録者 → 専門家	
	規程・細則	要件
実務経験	産業保健看護に係る実務経験 5 年以上	規程どおり
研修	登録者として登録後、基礎研修 50 単位（専門 40 単位、実地 10 単位）	規程どおり ただし移行者は前制度分を含む
研究	登録者として登録後、次のいずれかを満たしていること 一 日本産業衛生学会（総会）、全国協議会、各地方会学会、各部会主催の学術集会のいずれかにおいて第 1 発表者として 1 演題以上の発表実績があること 二 産業衛生学雑誌、Journal of Occupational Health 又は Environmental and Occupational Health Practice で筆頭著者として 1 論文以上の発表実績があること 三 日本産業衛生学会ホームページに筆頭著者として 1 例以上の GPS: Good Practice Samples の発表実績があること	規程どおり （ただし経過措置あり ※ 1）
学会参加	登録者として登録後、日本産業衛生学会（総会）、全国協議会出席を 2 ポイント、各地方会学会、各部会主催の学術集会出席を 1 ポイントとし、5 年間で、5 ポイント以上あること	規程どおり
社会貢献	登録者として登録後、産業保健看護に係る社会貢献を行っていること	規程どおり

※ 1 研究（業績報告書（様式第 4 号：抄録・論文の写しも提出））における発表・投稿先は以下の経過措置となります。

【2021 年 2 月 28 日以前に投稿・発表したものについて】
投稿・発表した学会を問わない（ただし産業保健看護に係るものであること）

【2021 年 3 月 1 日以降について】
規程どおり（以下抜粋）。
・日本産業衛生学会（総会）、全国協議会、各地方会学会、各部会主催の学術集会のいずれかにおける発表実績であること
・産業衛生学雑誌、Journal of Occupational Health 又は Environmental and Occupational Health Practice における発表実績であること
・日本産業衛生学会ホームページにおける GPS: Good Practice Samples の発表実績であること

7. 試験までの流れ

8月1日(土) ～8月21日(金)	専門家認定試験 受験資格審査申請	項番8 参照
9月中旬	専門家認定試験 受験資格証明証 送付(事務局より郵送)	
9月19日(土) ～10月9日(金)	専門家認定試験 受験申込み	項番9 参照
10月下旬	専門家認定試験 受験票送付(メール)	
11月15日(日)	専門家認定試験	
12月中旬	可否通知(事務局より郵送)	

8. 専門家認定試験 受験資格審査申請手続き

「名簿登録者専用サイト」より「マイページ」にログインし、以下の手順で報告書作成と申請手続きを行ってください。

(1) 「報告書作成」のページで、受験資格審査に必要な次の項目について入力を完了ください。(申請期間に限らず、いつでも入力可能です)

- ① 基礎研修※1を修了していることを証明する書類:研修単位報告書(様式第2号-1)、研修内容報告書(様式第2号-2:受講証等の写しも提出)

※1「産業保健看護専門家制度に係る規程 施行細則」第30条第1項に定める研修

経過措置内容:

旧登録産業看護師制度からの移行者は不要

- ② 実務経験報告書(様式第1号)
- ③ 業績報告書(様式第4号:抄録・論文の写しも提出)
- ④ 学会活動報告書(様式第5号:参加証の写しも提出) ※ 地方会例会は含まない。
- ⑤ 社会貢献報告書(様式第6号:委嘱状等の写しも提出)
- ⑥ 登録者基礎研修指導内容報告書(様式第3号)

経過措置内容:

旧登録産業看護師制度からの移行者は不要

(2) 受験資格審査申請期間中に、「資格更新・受審等申請」のページより、「専門家認定試験受験資格審査申請(様式第8号)兼 履歴書(様式第9号)」のページに進み、必要事項を入力・添付して申請をしてください。

- ① 産業保健看護専門家認定試験 受験資格審査申請書(様式第8号)
- ② 履歴書(様式第9号)
- ③ 受験資格審査手数料:11,000円(消費税込み・手数料は本人負担)
振込控(写)をJPEG形式またはPDF、10MB未満のサイズで添付

※2 申請を送信すると、「日本産業衛生学会 産業保健看護専門家制度委員会」より、
「【受付完了】専門家認定試験受験資格審査」というタイトルの受付完了メールが自動送信されます。
そのメールが着信しない場合、後掲の問合せ先(事務局)にご連絡ください。

◆ 2025年度以前に発行した受験資格証明証(有効期限内のもの)を所持している方は、受験資格審査は不要です。上記(1)を準備の上、項番9「専門家認定試験受験申込み」に進んでください。

9. 専門家認定試験 受験申込み

受験申込期間中に、「名簿登録者専用サイト」より「マイページ」にログインし、「資格更新・受審等申請」より、「専門家認定試験受験申請（様式第 12 号-2）」に進み、必要事項を入力・添付して申請をしてください。

① 産業保健看護専門家認定試験 受験申請書(様式第 12 号-2)

② 受験手数料:11,000 円(消費税込み・手数料は本人負担)

振込控(写)を JPEG 形式または PDF、10MB 未満のサイズで添付

※3 申請期間外の場合や、受験資格がない場合は、受験申請ページにはアクセスできません。

※4 申請書フォームから申請を送信すると、「日本産業衛生学会 産業保健看護専門家制度委員会」より「【受付完了】専門家認定試験受験申請」というタイトルの受付完了メールが自動送信されます。
そのメールが着信しない場合、後掲の問合せ先(事務局)にご連絡ください。

【各申請の問合せ先及び手数料振込先】

(1) 問合せ先:

産業保健看護専門家制度委員会

TEL:048-706-7196 FAX:048-671-1796

E-mail:senmonkaseido@ab.auone-net.jp

日本産業衛生学会 産業保健看護専門家制度委員会 事務局 佐藤 貴志

※ 申請にあたり、必ず事務局メールのドメイン(@ab.auone-net.jp および@sanei.or.jp)を受信できるよう設定と確認をお願いします。

(2) 振込先:

銀行名:三菱 UFJ 銀行

支 店 名 :新宿西支店(店番号 055)

口座種別:普通

口座番号:0574204

口 座 名 :産業保健看護専門家制度事務局

以上